

国不入企第24号
令和3年7月20日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

公共建築工事の発注に当たっては「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第二版）（平成30年10月17日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手3法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1、2のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等、地方公共団体の営繕担当課あてに通知されましたのでお知らせします。なお、改定された解説書は別添3のとおりです。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

また、別添4、5のとおり、都道府県及び政令指定都市の契約担当部局・建設業担当部局あて、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

国 営 計 第 7 4 号
令 和 3 年 7 月 7 日

各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 様
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 様
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 様

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書を改定したので、別添の通り送付する。

営繕部及び営繕事務所等において、引き続き、本解説書を活用するなどにより、答申に示された「公共建築工事における発注者の役割」について自覚し、その役割を適切に果たすよう努められたい。

なお、解説書（第三版）については、各省各庁、地方公共団体にも送付しているので、公共建築工事の発注者から答申や解説の趣旨、具体の運用方法等について相談があった場合は、適切に対応されたい。

(お問い合わせ先)
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課
03-5253-8111 (内線 23223, 23226)

国 営 計 第 7 6 号
令 和 3 年 7 月 7 日

全国営繕主管課長会議 構成員 様

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

平素より官庁営繕行政の推進にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書を改定しましたので、別添の通り送付致します。

解説書（第三版）では、答申において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についての解説、運用事例、参考資料等を掲載しておりますので、各構成員の皆様におかれましては、引き続き、必要に応じてこの解説書を適宜参考にして頂くとともに、企画・予算措置を行う部局、その他の関係する部局にも情報共有等して頂きますようお願い致します。

また、都道府県におかれましては、誠に恐縮ではございますが、貴都道府県内の市区町村に対しても本解説書を送付頂きますようお願い致します。

(お問い合わせ先)
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
03-5253-8111 (内線 23223, 23226)

国不入企第 23 号
令和 3 年 7 月 20 日

各都道府県主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
(建設業担当課扱い)
各政令指定都市主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
(建設業担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

公共建築工事の発注に当たっては「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第二版）（平成 30 年 10 月 17 日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添 1、2 のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等、地方公共団体の営繕担当課あてに通知されましたのでお知らせします。なお、改定された解説書は別添 3 のとおりです。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたりこれらを参考として頂くようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市は除く。）に対しても周知をお願いいたします。

また、別添 4、5 のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

国不入企第25号
令和3年7月20日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

公共建築工事の発注に当たっては「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第二版）（平成30年10月17日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手3法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1、2のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等、地方公共団体の営繕担当課あてに通知されましたのでお知らせします。なお、改定された解説書は別添3のとおりです。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

また、別添4、5のとおり、都道府県及び政令指定都市の契約担当部局・建設業担当部局あて、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。